

相模原市無電柱化推進計画検討業務委託 特記仕様書

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、相模原市（以下「発注者」という。）が実施する相模原市無電柱化推進計画検討業務委託（以下「本業務」という。）に適用し、土木設計業務等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）に記載のない事項及び補足する事項について記載する。

(業務目的)

第2条 本業務は、「相模原市無電柱化推進計画」の次期計画の策定に向けた基礎調査として、相模原市内で無電柱化の実施を検討する路線について状況を把握し、次期計画の策定に必要な事項を整理することを目的とする。

(対象範囲)

第3条 本業務の対象範囲は、相模原市内一円とする。

(提出書類)

第4条 受注者は、共通仕様書第10条に基づき関係書類を発注者に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 管理技術者届及び経歴書
- (2) 担当技術者届
- (3) 業務計画書（業務工程表を含む。）
- (4) テクリスへの業務実績情報の登録申請
- (5) 履行状況報告書
- (6) 業務完了届
- (7) その他必要書類

(工程管理)

第5条 受注者は、共通仕様書第12条に規定する業務計画書に基づき、適切な工程管理を行わなければならない。

2 受注者は、作業の進捗状況を随時発注者に報告しなければならない。

(業務内容)

第6条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

本業務の目的、主旨を把握した上で、本仕様書に示す業務内容を確認し、共通仕様書第12条に示す事項について、業務計画書を作成し、監督員に提出する。

また、疑義などについては、事前に発注者と協議を実施し、不明点などがないよう調整する。

(2) 計画対象路線及び区間の整理

計画対象路線は、相模原市内の国道（指定区間外）、県道、都市計画道路、バリアフリー法に基づく特定道路、無電柱化事業中路線、発注者が選定するその他の計画道路等（以下「計画対象路線」という。）とする。計画対象路線を発注者が指示する条件で一定の区間毎に分割した計画対象区間（以下「計画対象区間」という。）について、過年度業務における GIS データを更新し、「計画対象区間図」として取りまとめる。

(3) 無電柱化整備状況の整理

本市における無電柱化整備状況等を把握するため、下記項目について整理し、情報を一括で管理、更新及び閲覧することが可能となるよう、GIS データにて「無電柱化整備状況図」を作成する。また、路線ごとに延長、整備時期等の必要な情報を記載した整理表（Excel 等）を作成する。作業に当たっては、必要に応じて現地踏査やデジタル画像サービス等を活用することとする。

ア 無電柱化整備区間の整理

計画対象路線について、「無電柱化整備済み区間」、「無電柱化整備未了区間」及び「無電柱化整備不要区間」を調査し、計画対象路線以外における無電柱化整備済み区間を含め、上下線別に整理する。

なお、無電柱化整備済み区間の位置図、延長等については過年度業務の成果を参考とする。

イ 建柱場所の整理

「無電柱化整備未了区間」について、電柱の設置場所が道路区域内か道路区域外かを調査し、上下線別に整理する。

(4) 報告書作成

(2)、(3) の結果を整理し、共通仕様書第 4 6 条に準じて報告書を作成する。報告書には下記の内容を記載し、定めのない事項については発注者の指示に従うものとする。

ア 業務概要

イ 計画対象路線及び区間

ウ 無電柱化整備状況の整理結果（無電柱化整備状況図及び整理表）

エ 打合せ議事録

オ その他発注者が必要と認める事項

(打合せ)

第 7 条 本業務に関する発注者との打合は、発注者の所在地又は監督員が指定する場所で原則対面協議により行う。実施時期は、業務着手時 1 回、中間時 2 回及び成果品納入時 1 回の計 4 回を基本とする。なお、中間時打合は発注者又は受注者が必要と判断した場合において随時実施するものとし、特に軽微なものについては、Web 会議形式により実施することも可能とするが、Web 会議とした場合の必要経費（受注者側で用意するインターネット回線やパソコン、カメラ及びマイク等の機材）については受注者の負担とする。

(成果物)

第8条 受注者は、共通仕様書第17条に基づき、次のとおり成果物を発注者に提出するものとする。なお、電子データの種類、保存形式、提出媒体については、発注者と協議し決定する。

(1) 報告書 1冊

(2) 報告書の電子データ 1式

2 電子データには、報告書、各調査の集計を行うために使用した表計算等のデータ及び下記項目のデータを含むものとし、このほか監督員から別途作成を指示したデータも併せて格納する。

(1) 計画対象区間図 (GIS データ)

(2) 無電柱化整備状況図 (GIS データ) 及び整理表 (Excel 等)

3 成果物は全て発注者の所有とし、その著作権は全て発注者に帰属するものとする。

4 受注者は、発注者の承認を受けずに成果物を他に公表、貸与、使用等してはならない。

(貸与資料)

第9条 貸与資料は以下のとおりとする。

(1) 平成29年度 無電柱化推進計画基礎調査業務委託 成果品

(2) バリアフリー法に基づく特定道路の指定状況 (位置図及び表形式データ)

(3) その他発注者が必要と認めるもの

(その他)

第10条 本仕様書にない事項及び業務を進めるに際し、疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議して決定するものとする。

2 設計図書等に明示していない事項であっても、業務の性質上当然必要な事項については、発注者の指示に従い実施しなければならない。

3 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。

4 本業務の成果品及び業務によって知り得た事柄は、発注者の承諾なしに公表してはならない。

5 本業務のために使用する器具、消耗品その他雑品等は、全て受注者の負担とする。

以 上